

農業支援制度のご案内

今年度から農業経営や申請状況の変化に対応して制度を見直しましたので、ぜひご活用ください。

見直し内容

- 1 有害鳥獣防護柵等設置費補助金 → 補助率の変更
- 2 有機農業推進費補助金 → 補助対象および補助率の変更

令和5年度の農業支援制度

① 有害鳥獣防護柵等設置費補助金		② 有機質肥料推進費補助金	
補助対象	農地に200m ² 以上の柵などを設置した経費	補助対象	油粕、鶏糞、豚糞、牛糞、魚粉、骨粉、米ぬか、草木灰、有機石灰などの自家用有機質肥料を500kg以上購入した費用
補助率	設置した柵などの経費の8割。認定農業者などにあっては20万円、その他の者は5万円を限度	補助率	購入金額の2分の1。認定農業者などにあっては5万円、その他の者は3万円を限度
持ち物	設置写真・明細書・領収書・印鑑・振込先口座	持ち物	明細書・領収書・印鑑・振込先口座

③ 奨励作物補助金	
補助対象	農地で栽培する花木・果樹などの苗木20本以上、サツマイモ・畝わさびなど県農業振興作物を200m ² 以上の農地に作付けした苗などの購入費
補助率	購入金額の2分の1(限度額5万円)
持ち物	明細書・領収書・印鑑・振込先口座

※昨年度をもって農業用パイプハウス設置費補助金および遊休農地活用促進費補助金は廃止しました。

申請・問合せ 産業観光課(8番窓口) ☎62-1462

農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について

農地法第3条による農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要です。許可を得るためにには、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件の一つとなっており、町では下限面積を30アールに設定しています。

このたび、農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたってのこの要件が廃止されることとなり、4月1日から施行されます。これに伴い、町で設定している下限面積(30アール)も廃止されることとなります。

※ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となりますのでご注意ください。

問合せ 農業委員会(産業観光課8番窓口) ☎62-1462

親鼻橋河原河川広場施設使用者の決定

令和5年度の親鼻橋河原河川広場の施設使用者が昨年度に引き続き、「ちちぶ農業協同組合」に決定しました。4月中の営業開始に向け準備をしています。

今後の詳細はこちら▶



<ちちぶ農業協同組合ホームページ>

問合せ 産業観光課(8番窓口) ☎62-1462